

県立男女共同参画推進センター指定管理者の更新について H29年度指定管理事業

業務区分	業務内容
1 調査・研究	(1) 県内において、自治会等の地域活動の運営や地域おこし、地域の課題解決に向けた実践活動等に女性が積極的に参画し、男女共同参画による自主的な地域づくりを行っている事例の調査を行うこと。
2 情報収集・提供	男女共同参画全般 (1) 男女共同参画社会の理念やジェンダーの視点の定義、男女共同参画に関する施策の実施状況や統計資料など、男女共同参画全般にかかる情報を収集し提供すること。 なお、情報提供に当たっては、年齢や世代間によって異なるニーズにも配慮しながら、さまざまな機会や媒体を活用して、情報提供を行うこと。 (2) 情報資料室等の運営については次のとおりとすること。 ① 情報資料室 情報資料(図書、ビデオ、DVD等)を計画的に整備し、閲覧、貸し出しを行う。 ② 展示室の運営 パネル、写真、実物資料などを展示し、学習、啓発の場とすること。 (3) 専用ホームページの開設と運営 専用のホームページを開設し、事業案内等情報発信するとともに、適時内容を更新すること (4) 情報誌の発行 男女共同参画社会の推進に向けて、様々な情報や先進的事例などを編集した情報誌を発行すること
	地域における実践活動の支援 (1) 県内において、自治会等の地域活動の運営や地域おこし、地域の課題解決に向けた実践活動等に女性が積極的に参画し、男女共同参画による自主的な地域づくりを行っている先進的な事例について情報提供すること。 (2) 地域で活動する人材に関する情報の収集・提供を行うこと。
	男性支援 (1) 男性の交流や研修の場についての情報提供を行うこと。
	女性の活躍支援 (1) 女性の活躍を支援するための情報収集・提供を行うとともに、ロールモデルの情報をやまなし女性の応援サイトに掲載する人材情報の基礎資料として整備し、ロールモデル本人の了解のもと県への情報提供を行うこと。 (例) ・女性のチャレンジに必要な情報 ・企業等で活躍する女性の事例、ロールモデル ・自営業に従事する女性に有益な情報 ・出産や子育て・介護等が一段落して就職を目指す女性等を対象にしたより高い資格・能力を身に付けるためのキャリアアップのための情報
	女性の人権健康支援 (1) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を重要な視点とした、女性の生涯を通じた健康づくりの情報提供を行うこと。
	国際社会の理解 (1) 男女共同参画に関する国際社会における取り組みの動向、成果等の情報を収集し、年3回以上提供すること。
3 普及・啓発	共通事項 ○ 各事業の開催に当たっては、利用者のニーズや社会状況の変化等に対応したテーマを取り上げるなど、受講者が増加するような工夫を凝らすこと。 ○ また、形式を指定していない事業の開催に当たっては、講演、ワークショップ、ワールドカフェ、シンポジウム、パネルディスカッション、講座(セミナー)、出前講座など内容にあった形式により開催すること。
	男女共同参画全般 (1) 家庭、地域や職場における性別役割分担意識という固定観念にとらわれた慣行が、男女共同参画の視点に立って見直され、誰もが多様な生き方を選択でき、個性・能力を発揮できるような講座を開催すること。 (2) 県民が男女共同参画社会の理念やジェンダーの視点の定義について正しい理解を深められるような普及・啓発事業を行うこと。

業務区分	業務内容
3 普及・啓発	家庭支援 (1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進するため、子育て中の親やこれから親になる人々を対象とした子育て支援講座などを開催すること。
	女性の活躍支援 (1) 女性の能力を高めるエンパワメントのための学習機会を提供すること。 (2) 女性のチャレンジに必要な学習機会を提供すること。活躍している女性を招いて意見交換等を行うチャレンジシンポジウム(セミナー)をびゅあ総合またはびゅあ峡南で年1回以上、びゅあ富士で年1回以上開催すること。 (3) 民間企業における女性の管理職や役員等の登用を促進するため、企業の管理職等への研修を出前講座等により行うこと。
	地域における実践活動の支援 (1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災意識を身に付けるための学習機会をびゅあ総合またはびゅあ峡南で年1回以上、びゅあ富士で年1回以上提供すること。 (2) 地域における課題解決や実践的活動を促進するための学習機会を提供すること。 (3) 市町村男女共同参画推進委員のスキルアップにつなげるための学習機会を提供すること。
3 普及・啓発	男性支援 (1) 男性の家庭教育における役割の重要性について意識啓発、その参画を促すための講座等を開催すること。 (2) 男性の健康維持のため望ましい食習慣が定着するよう、バランスのとれた食生活を実践するための普及・啓発事業を開催すること。
	子ども支援 (1) 学校における男女共同参画に係る教育の内容を充実させるため、教育関係者に対する研修や啓発・啓発事業を行うこと。 (2) 子どもの頃からの男女共同参画についての理解促進、将来を見通した自己形成ができるような普及・啓発事業を行うこと。
	多様な人々の支援 (1) 障害者や高齢者、外国人など多様な人々が快適に暮らせるまちづくりを進めるため、ダイバーシティの考え方の普及・啓発事業を行うこと。
	山村地域支援 (1) 農山村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分自身で設計・実現していくことができるような普及・啓発事業を行うこと。
3 普及・啓発	WLBの推進 (1) 職場優先の風土を変えるため、働き方の見直しを進めるなど企業における管理職や従業員の意識の普及啓発事業を行うこと。 (2) 男女それぞれの生き方や、人生の各段階におけるニーズにも対応して、あらゆる世代に向けて、多様な働き方を選べる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の必要性について普及・啓発事業を行うとともに、男性に学習機会を提供すること。
	女性の人権健康支援 (1) 女性に対する暴力、配偶者等からの暴力を許さない社会意識を醸成するための普及・啓発事業を行うこと。 (2) 企業におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する普及・啓発事業を行うこと。 (3) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を重要な視点とした、女性の生涯を通じた健康づくりのための学習機会をびゅあ総合、びゅあ峡南、びゅあ富士の3館で年4回は提供すること。
	国際社会の理解 (1) 男女共同参画についての国際的な規範・基準等に関する普及・啓発事業を行うこと。

業務区分	業務内容
4 交流促進	地域実践活動支援 (1) 地域において課題解決や実践的活動を行っている団体、市町村、関係機関などの間の交流を促進する事業を行うこと。
	男性支援 (1) 男性個人や男性グループのネットワークづくりを支援すること。
	男女共同参画に係る団体支援 (1) 団体相互の情報交換やネットワークづくりを支援すること。
	出前講座 (1) 県民、地域、自治会、市町村、団体、企業、学校等からの要望に基づき、要望に適した内容の講座を出張して行うこと。なお、出前講座の開催にかかる経費の一部は要望する者の負担とする。
5 相談対応	市民企画講座 (1) 県民に開催を希望する講座、ワークショップなどを募り、内容等を検討の上、その企画講座をセンター事業として実施すること。なお、経費はすべてセンターの予算とする。
	フェスティバル (1) 女性団体やセンター利用者等、男女及び世代を問わない多くの人が参加し、日頃の活動の成果を発表し合い、互いに学習と交流を深めるフェスティバルを開催すること。
	地域実践活動支援 (1) 地域における課題解決や実践的活動への取り組みとする者、団体からの相談に対応すること。
6 人材の発掘・育成	女性の活躍支援 (1) 女性総合相談窓口を開設すること。 (2) 男性総合相談窓口を開設すること。 (3) 配偶者からの暴力に関する相談窓口(配偶者暴力相談支援センター)を開設すること (4) 性犯罪被害者相談窓口を開設すること。 業務内容については別紙「相談業務に関する基準」による。
	地域実践活動支援 (1) 地域における課題解決や実践的活動を促進するための学習機会を提供すること。(再掲)
7 地域における実践活動支援	女性の活躍支援 (1) 女性が実施する「地域実践活動支援事業」においてモデル地域とされた地区における取り組みに対し、出前講座(年9回)により支援を行うこと。なお、経費はすべてセンターの予算とする。 (2) (1)とは別にセンターが独自に地域での取り組みに対し(年1地区以上)出前講座等で支援を行うこと。なお、経費については指定管理者の提案に委ねる。
	地域実践活動支援 (1) 地域における課題解決や実践的活動を促進するための学習機会を提供すること。(再掲)
8 センターの運営	(1) センターの運営について外部の者の意見を聞くため、山梨県立男女共同参画推進センター運営協議会を設置し、意見等については早期に運営に反映すること。 (2) センターが実施する事業については、受講者、参加者にアンケート調査を実施し、満足度、改善点等を把握し、翌年度の事業計画に反映すること。